

令和5年度

老人クラブ実態調査報告書

抜粋版

目次

1 調査の概要

2 調査結果

1 市区町村老人クラブ連合会調査結果

2 単位老人クラブ調査結果

3 まとめと今後の取り組み課題



公益財団法人 全国老人クラブ連合会

実態調査の基準要件

- 1 3年に及ぶコロナ禍の影響下のもとに令和5年3月末時点の令和4年度実績をもとに調査を実施したこと
- 2 全加入市区町村老連を調査対象にしたこと
- 3 単位老人クラブは13都府県2市において人口規模を条件にしたこと

本書における注意事項

- 集計における割合（%、百分率）の計算は、小数点第2位を四捨五入している。そのため、数値（割合）の合計が100%にならない場合がある。
- 以下のとおり、文言を略して記載している箇所がある。
「単位老人クラブ」→「老人クラブ」または「クラブ」
「老人クラブ連合会」→「連合会」または「老連」
「社会福祉協議会」→「社協」
「地域包括支援センター」→「地域包括」
- 図表の中にある「N」は、集計の対象となったサンプル（対象）数のことで、「単位老人クラブ」「老人クラブ連合会」「会員」の数を意味している。

1 調査の概要

(1) 実施期間

令和5年8月21日～11月30日 ※調査票の回収期間は、10月31日から1か月延長した

(2) 調査対象と回答数・回答率

○ 今回の調査は、

- ① 令和2年以降のコロナ禍の影響下での令和4年度実績をもとにした実態調査であること
- ② 全加入市区町村老連を対象にしたこと（今回は抽出）
- ③ 単位老人クラブは、13都府県2市において、人口規模別を条件にして抽出したこと

を条件にした実態調査です。よって前回の平成26年度等の結果とは、単純に比較することはできないことを前提とした調査報告となっています。

○ 調査対象地域と調査対象の選定について

▶ 全国老人クラブ連合会に直接加入している全国63の都道府県・指定都市老人クラブ連合会の全市区町村老人クラブ連合会を調査対象として選定し、また単位老人クラブの対象は、「大都市圏及び近接地域」「地方圏」のバランスをはかるように選定した。

▶ 「単位老人クラブ実態調査」の対象は、全国老人クラブ連合会に加入している都道府県・指定都市老人クラブ連合会の中から、15の都府県・指定都市老人クラブ連合会を選定し、所属するすべての単位老人クラブ連合会を調査対象とした。

▶ なお、本調査の調査対象は、上記の基準のもとに実施したものであり、過年度の調査では、毎回異なった都道府県・指定都市老人クラブから抽出していたため、今回の調査対象は同一のサンプルとはなっていない。

【令和5年度実態調査の回収数・回収率】

都道府県・指定都市老連に加入する全市区町村老連数1,795に対して調査票を送付し、回収数は1,463、回収率81.5%です。また、抽出の単位クラブ数は4,480で、回答数は3,274クラブ、回答率73.1%でした。

なお、都道府県・指定都市別の回収数・回収率は（表1）、単位クラブの抽出数・回収率は（表2）のとおりです。

調査区分	調査対象	回収数	令和5年度回収率	平成26年度回収率
市区町村老人クラブ連合会	1,795	1,463	81.5%	65.8%
単位老人クラブ	4,480	3,274	73.1%	61.8%

※1 市区町村老人クラブ連合会の回収状況

調査年	調査対象数	回答数	回答率
令和5年度調査	1,795	1,463	81.5%
平成26年度調査	480	316	65.8%

(表1) 令和5年度市区町村老連対象数、回収数等

2024.1.31

都道府県 指定都市	対象数	回収数	回収率 (%)	都道府県 指定都市	対象数	回収数	回収率 (%)
北海道	165	129	78.2	滋賀県	17	15	88.2
札幌市	10	10	100.0	京都府	25	21	84.0
青森県	37	30	81.1	京都市	11	11	100.0
岩手県	33	28	84.8	大阪府	33	25	75.8
宮城県	34	28	82.4	大阪市	22	20	90.9
仙台市	5	5	100.0	堺市	7	4	57.1
秋田県	24	18	75.0	兵庫県	38	37	97.4
山形県	35	33	94.3	神戸市	9	9	100.0
福島県	59	48	81.4	奈良県	38	35	92.1
茨城県	44	38	86.4	和歌山県	30	16	53.3
栃木県	25	21	84.0	鳥取県	19	13	68.4
群馬県	35	25	71.4	島根県	19	17	89.5
埼玉県	62	43	69.4	岡山県	26	23	88.5
千葉県	53	44	83.0	岡山市	5	5	100.0
千葉市	6	6	100.0	広島県	22	20	90.9
東京都	54	50	92.6	広島市	8	8	100.0
神奈川県	31	28	90.3	山口県	19	15	78.9
横浜市	18	14	77.8	徳島県	24	20	83.3
川崎市	9	7	77.8	香川県	17	17	100.0
新潟県	16	15	93.8	愛媛県	20	16	80.0
新潟市	8	6	75.0	高知県	33	27	81.8
富山県	15	12	80.0	福岡県	57	38	66.7
石川県	19	18	94.7	北九州市	7	6	85.7
福井県	17	11	64.7	福岡市	7	7	100.0
山梨県	26	15	57.7	佐賀県	19	16	84.2
長野県	58	40	69.0	長崎県	21	19	90.5
岐阜県	41	35	85.4	熊本県	45	31	68.9
静岡県	31	27	87.1	大分県	18	13	72.2
静岡市	3	2	66.7	宮崎県	26	23	88.5
愛知県	53	39	73.6	鹿児島県	43	33	76.7
名古屋市	16	16	100.0	沖縄県	41	37	90.2
三重県	27	20	74.1	未記入及び不明		5	
総計					1,795	1,463	81.5

※2 単位老人クラブの回収状況

調査年	調査対象数	回収数	回収率
令和5年度調査	4,480	3,274	73.1%
平成26年度調査	3,585	2,215	61.8%

(表2) 令和5年度単位クラブ抽出数、回収数等

2024.1.31

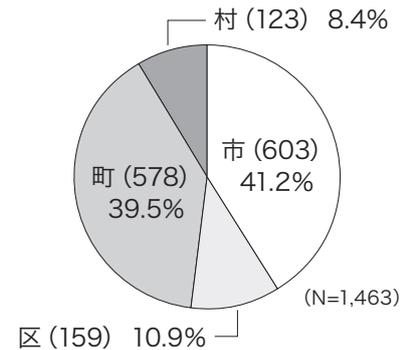
都道府県 指定都市	抽出 市区町村数	市区町村別 抽出クラブ数				抽出 クラブ数	回収 クラブ数	回収率 (%)
		市	区	町	村			
青森県	4	115		97		212	149	70.3
福島県	5	311				311	188	60.5
千葉県	6	378		36		414	270	65.2
東京都	9	147	401	15		563	473	84
神奈川県	7	242		28		270	202	74.8
福井県	3	180		31		211	135	64
岐阜県	6	388		10	7	405	262	64.7
京都府	4	183		23		206	136	66
兵庫県	4	549		44		593	474	79.9
島根県	2	179		6		185	111	60
香川県	2	274		11		285	206	72.3
大分県	3	255				255	180	70.6
沖縄県	5	102		42	5	149	122	81.9
名古屋市	2		246			246	187	76
北九州市	1		175			175	165	94.3
未記入							14	
合計	63	3,303	822	343	12	4,480	3,274	73.1

2 調査結果

1 市区町村老人クラブ連合会調査結果

■所在地

- 対象となった連合会1,463カ所は市41.2%、区10.9%、町39.5%、村8.4%の構成。

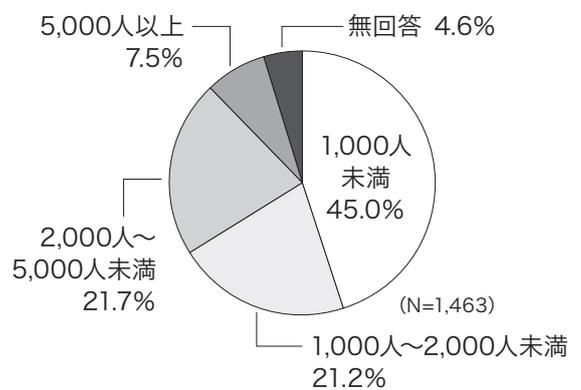


■会員数とクラブ数

(1) 会員数

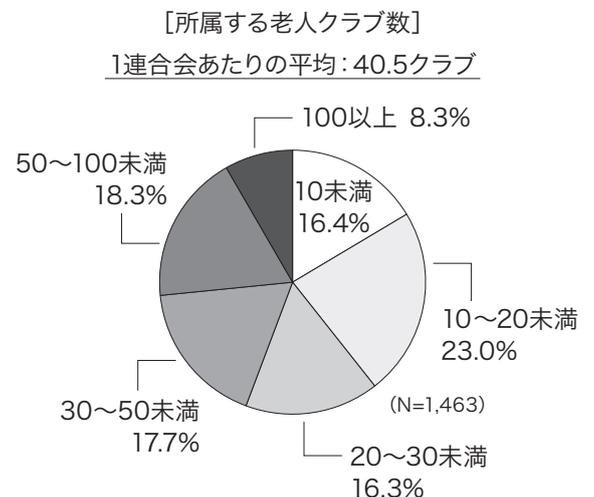
- 1連合会の平均会員数は1,910人。
- 1連合会あたりの会員数は1,000人未満が最も多く45.0%、次いで2,000人～5,000人未満が21.7%、1,000人～2,000人未満が21.2%と続く。

連合会	会員数	男性	女性
1,396	1,910	796 (41.7%)	1,113 (58.3%)



(2) クラブ数

- 1連合会に所属するクラブ数は平均で41クラブ。
- 10～20クラブ未満が23.0%と多く、50～100クラブ未満18.3%、30～50クラブ未満17.7%、20～30クラブ未満16.3%と大差はない。



●1年間のクラブ数の増減は平均2.3クラブ減。

新設(増)	復活(増)	休会(減)	解散(減)	退会(減)	増減
0.2	0.1	0.6	1.3	0.7	- 2.3

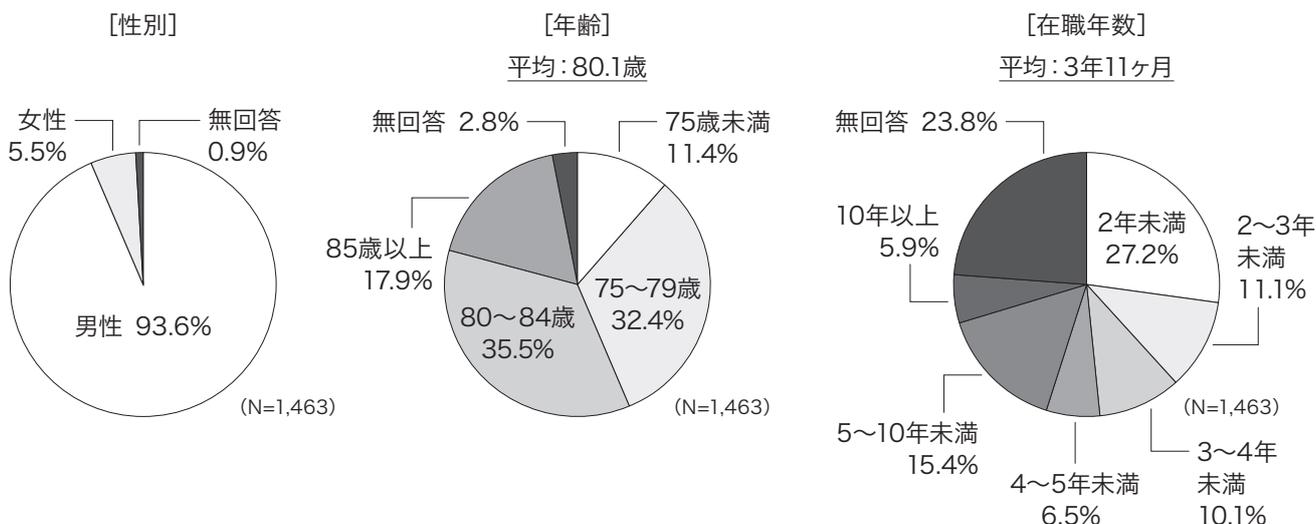
[増減があった連合会の割合]

	増減があった連合会の割合	内訳	
		1～2クラブ	3クラブ以上
新 設	11.9%	10.6%	1.3%
復 活	7.5%	7.2%	0.2%
休 会	22.8%	16.4%	6.4%
解 散	37.5%	23.3%	14.1%
退 会	19.0%	12.2%	6.8%

■役員等

(1) 会長

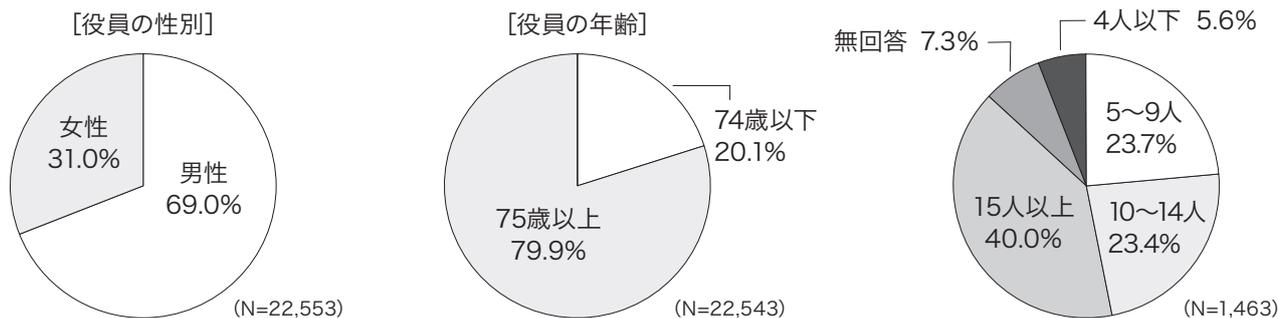
- 連合会の会長は男性が93.6%、平均年齢は80.1歳、平均在籍3年11か月。



(2) 会長以外の役員

- 会長以外の役員の平均人数は、約17人。
- 性別は男性69%、女性が31%、年齢は75歳以上が約8割。

[役員の数]
1連合会あたり会長以外の役員の人数 平均:16.6人



■収支決算

(1) 収入 (年総額)

- 一般会計収入は、平均409万円、内訳は「行政の助成金」51.1%、「繰越収入」19.1%、「負担金・分担金(会費)」12.6%。

項目	金額	割合
負担金・分担金(会費)	514,848円	12.6%
行政の助成金	2,091,393円	51.1%
社協・その他助成金	182,808円	4.5%
委託金	203,453円	5.0%
事業収入	150,142円	3.7%
その他の収入	168,202円	4.1%
繰越金収入	780,579円	19.1%
全体 (%)		100%
収入総額	4,091,425円	
連合会(有効回答数)	1,376連合会	

(2) 支出 (年総額)

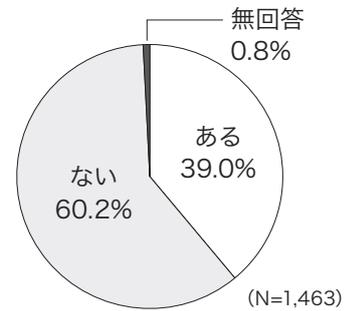
- 一般会計支出総額の平均は約409万円、内訳は「事業費」38.9%、「運営費」20.3%。

項目	金額	割合
運営費：人件費	512,494円	12.5%
運営費：事務諸費	318,624円	7.8%
事業費	1,589,329円	38.9%
県・市老連の会費・分担金	332,466円	8.1%
その他の支出	636,257円	15.6%
次年度繰越金	697,774円	17.1%
全体 (%)		100%
収入総額	4,086,944円	
連合会(有効回答数)	1,293連合会	

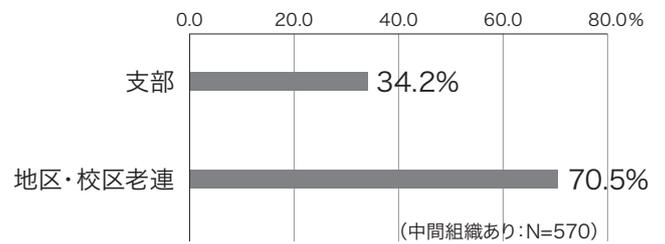
■中間組織

- 中間組織が「ある」のは約4割。

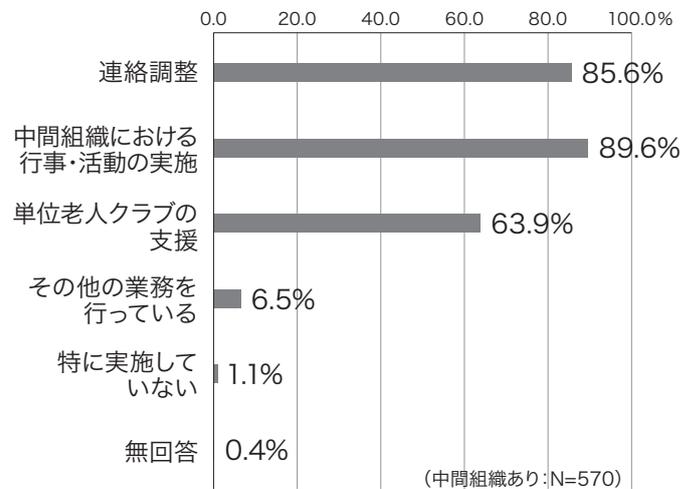
[中間組織の有無]



[中間組織の形態]

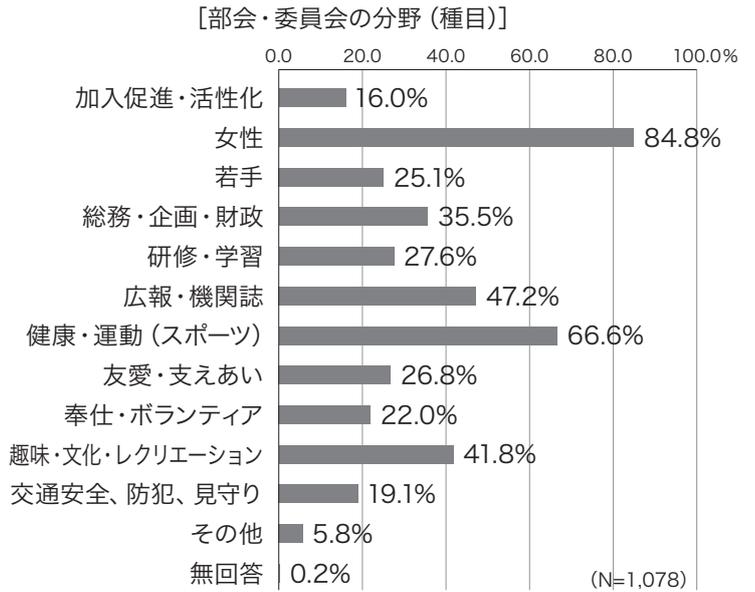
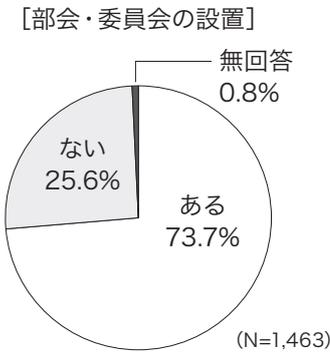


[中間組織の実施業務]



■ 部会（委員会）

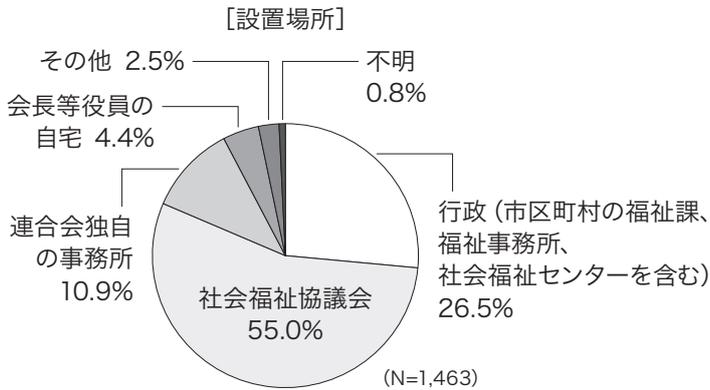
- 部会（委員会）があるのは、74%。
- 分野は、「女性」が85%、次に「健康・運動（スポーツ）」67%が多い。



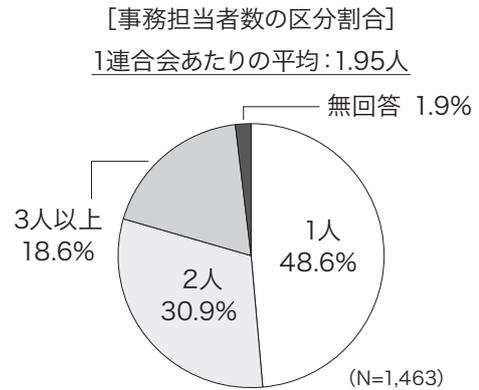
■ 事務局

- 設置場所は、「社協」55%と半数を超えて多く、次いで「行政」26.5%。

(1) 設置場所



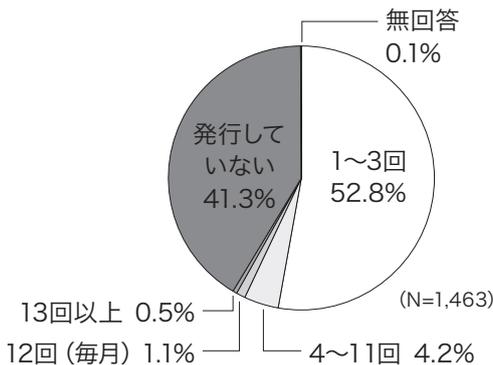
(2) 担当者



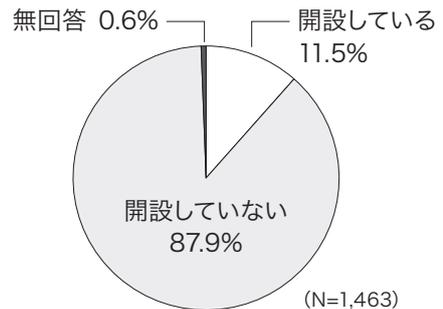
■ 広報活動

- 会報・機関誌を「発行している」のは約6割（58.6%）、発行回数は「1～3回」が52.8%。ホームページ開設は11.5%。

[会報（機関誌）の発行回数（令和4年度）]

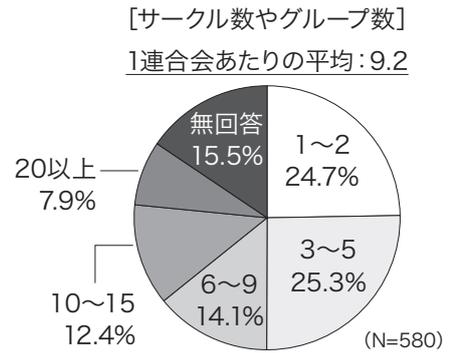
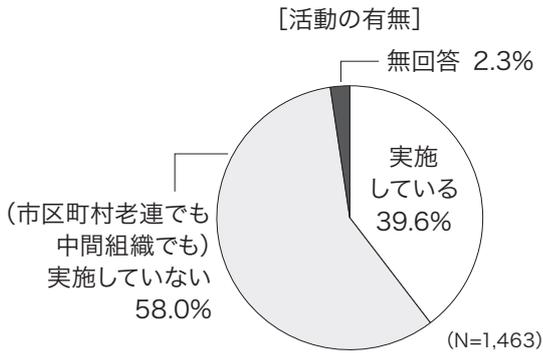


[ホームページの開設有無]



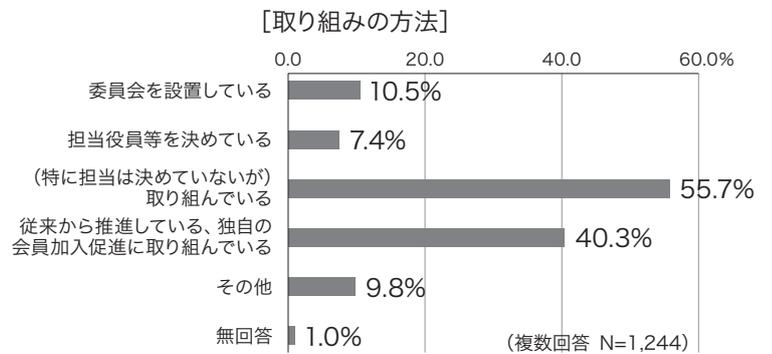
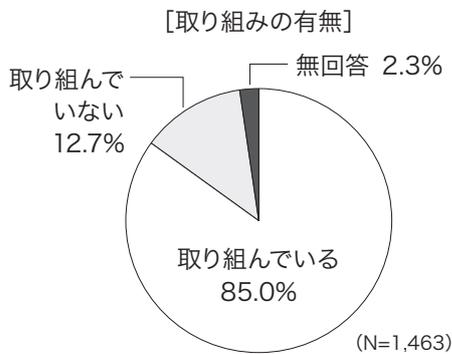
■広域でのサークル活動・グループ活動の実施

- 広域でのサークル活動・グループ活動の実施率は約4割。

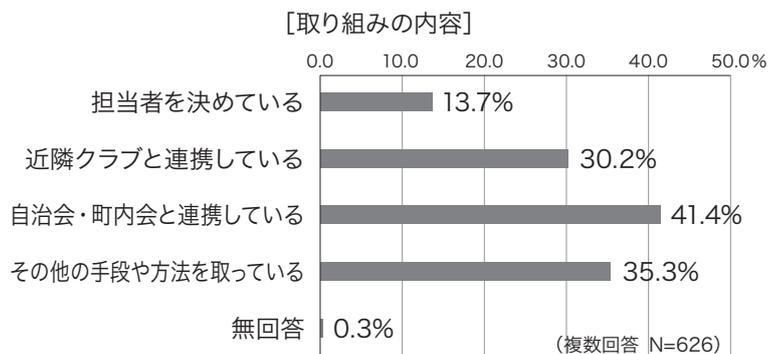
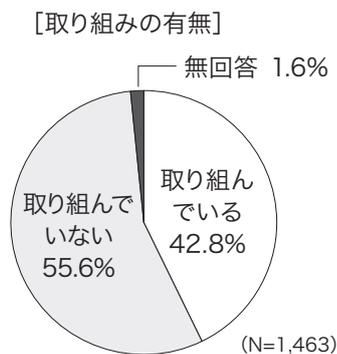


■会員加入促進の取り組み

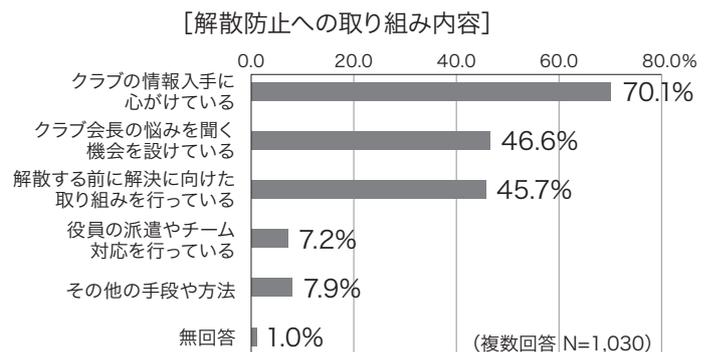
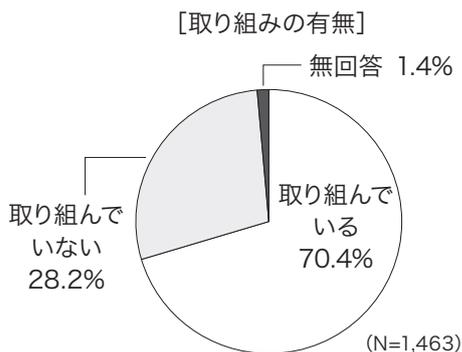
- 加入促進の取り組みは85%が実施している。「加入促進の特徴」(P9) 参照



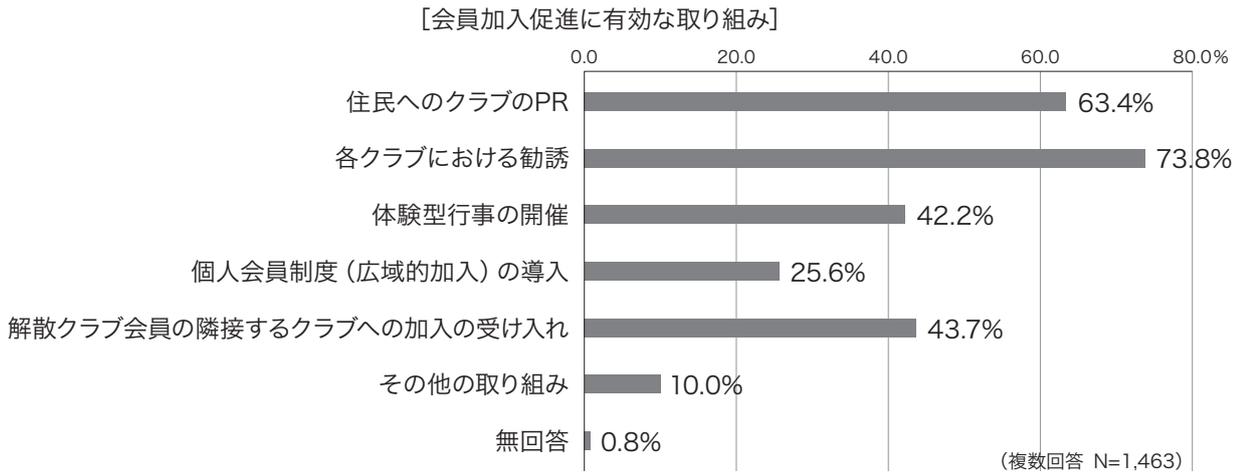
- クラブの新設・復活に取り組んでいる連合会は42.8%。



- クラブの解散防止に取り組んでいる連合会は、70.4%。



●加入促進に有効な取り組みは、「各クラブにおける勧誘」が73.8%、次いで「住民へのクラブのPR」が63.4%。



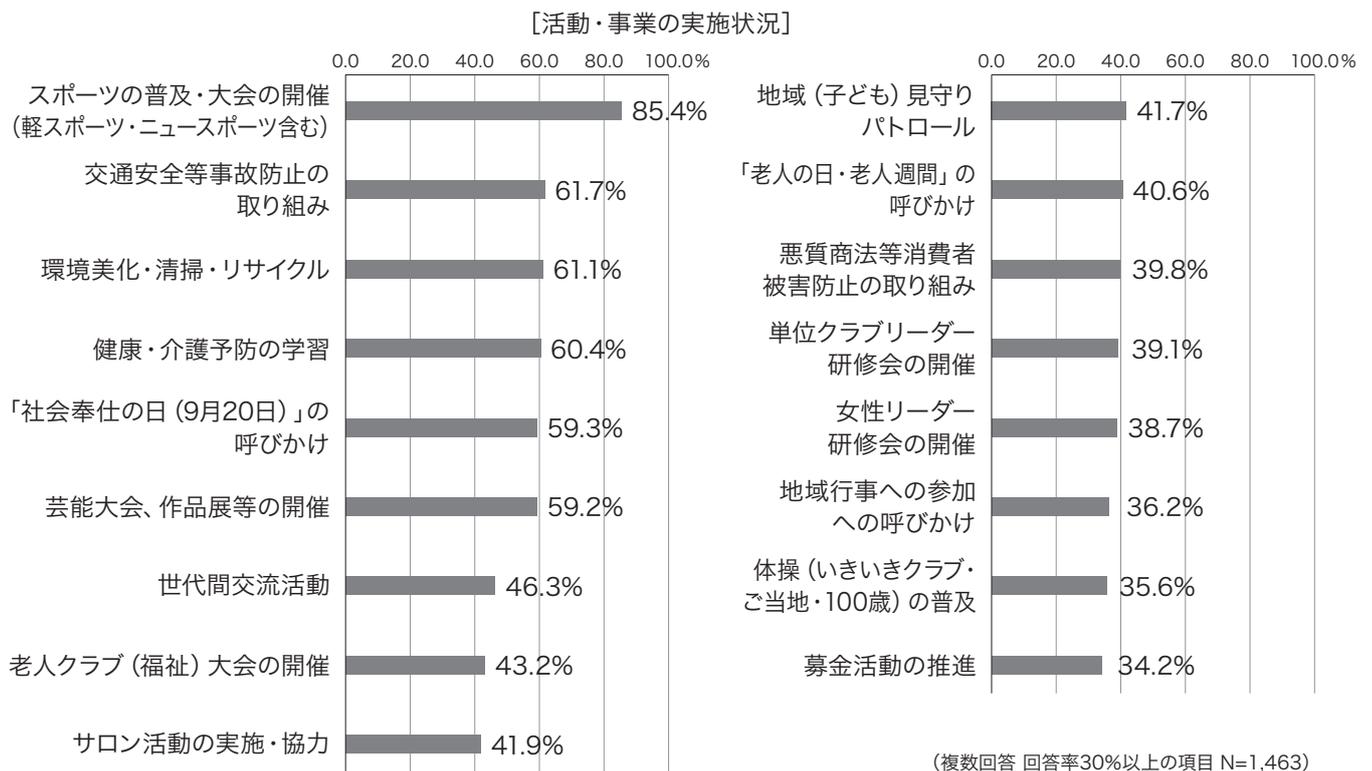
加入促進活動の特徴

- ・加入促進に「取り組んでいる」85%
- ・老人クラブの新設・復活に取り組んでいるのは43%
- ・老人クラブの解散・防止に取り組んでいるのは70%、「情報入手」が重要
- ・加入促進に有効な取り組み「各クラブにおける勧誘」74%
- ・PR・広報に「取り組んでいる」77%。手段は「老連機関誌活用」は55%*

※詳細省略

■活動・事業の実施状況

●実施している活動、事業は平均で15項目、特に「健康づくり活動」を行っている連合会は93%を占める。

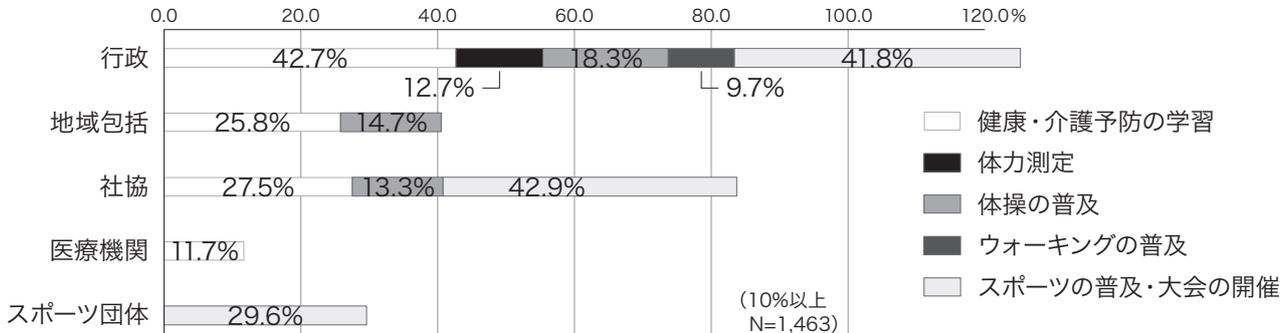


■活動・事業の実施状況

●活動事業に協力を得ている関係機関・団体

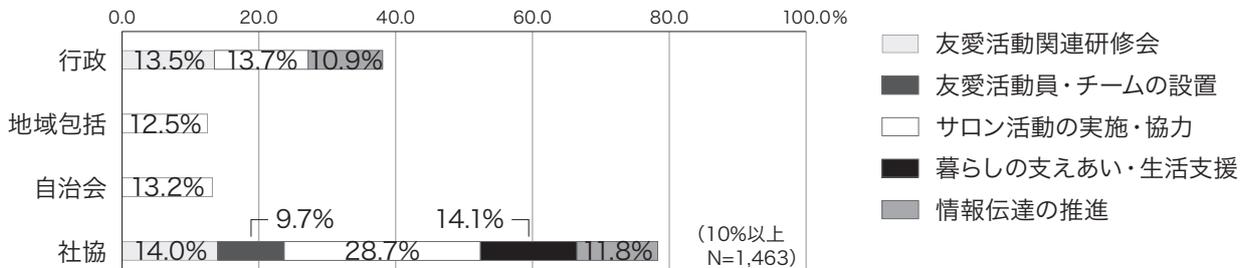
【「健康づくり活動」の分野で協力を得ている関係機関・団体】

多いのは「行政」「社協」「地域包括」。



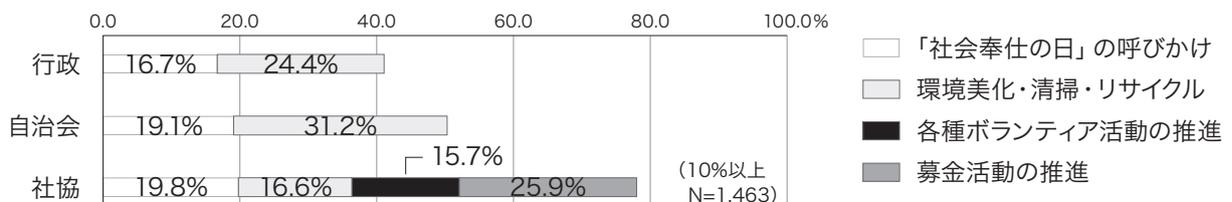
【「友愛活動」の分野で協力を得ている関係機関・団体】

「社協」からの協力が大きく、特にサロン活動の実施・協力が大きい。



【「奉仕・ボランティア活動」の分野で協力を得ている関係機関・団体】

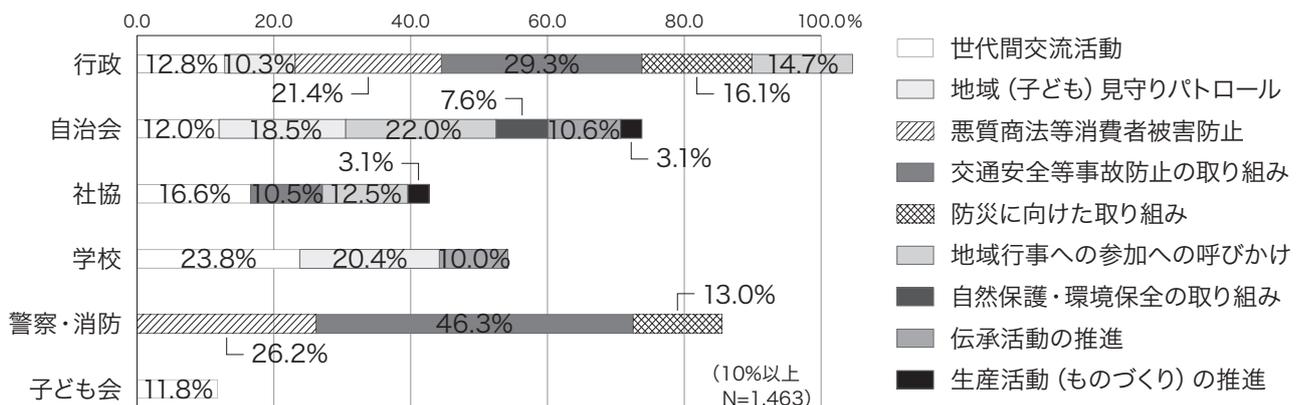
特に環境美化・清掃・リサイクルは、「自治会」。



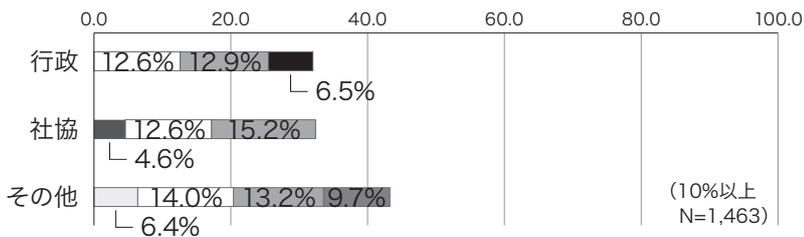
【「地域活動」の分野で協力を得ている関係機関・団体】

比較的多くの関係機関・団体の協力を得ている。

特に交通安全等事故防止の取り組みは「警察」の協力が大きい。

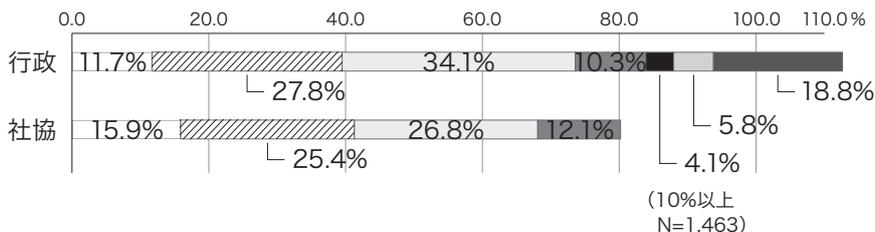


【「リーダー育成・研修事業」の分野で協力を得ている関係機関・団体】



- 若手高齢者対象の行事・活動
- 若手リーダー研修会の開催
- 女性リーダー研修会の開催
- 単位クラブリーダー研修会の開催
- 新任単位クラブ会長研修会の開催
- 事務・会計担当者研修会の開催

【「組織活動・運営」の分野で協力を得ている関係機関・団体】

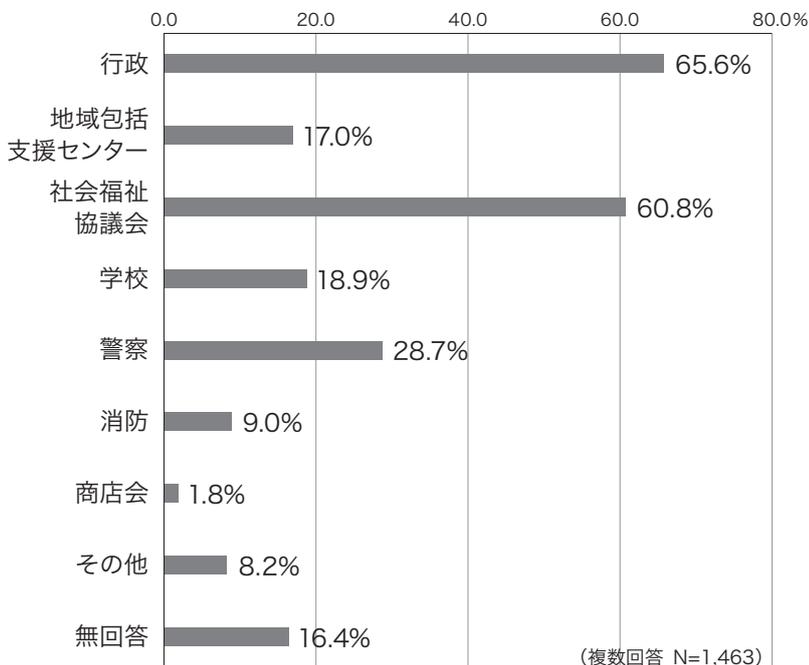


- 「老人の日、老人週間」
- ▨ 老人クラブ(福祉)大会の開催
- 芸能大会、作品展等の開催
- 単位クラブ調査の実施
- 高齢者ニーズ調査の実施
- 公共施設の管理運営
- 行政との懇談会の実施

■ 連合会が協力している行政や関係団体の事業・行事

● 協力先は「行政」が66%、「社協」が61%。

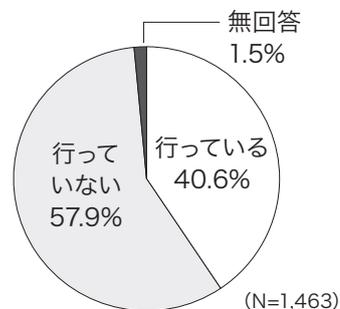
【連合会が協力している行政や関係団体の事業・行事】



■ 定期的な行政との協議の実施

● 定期的に行政との会合や協議を実施しているのは約4割。

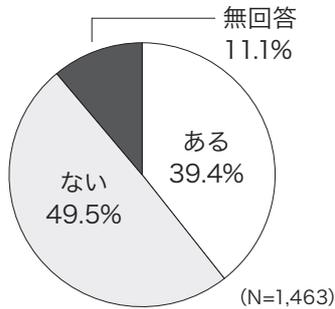
【行政との会合や協議の実施】



■市区町村行政への要望

- 市区町村行政に対して「要望がある」は4割、要望内容は、「補助金・助成金」は34.4%と最も多い。

[市区町村行政に対する要望]



市区町村行政に対する要望の内容

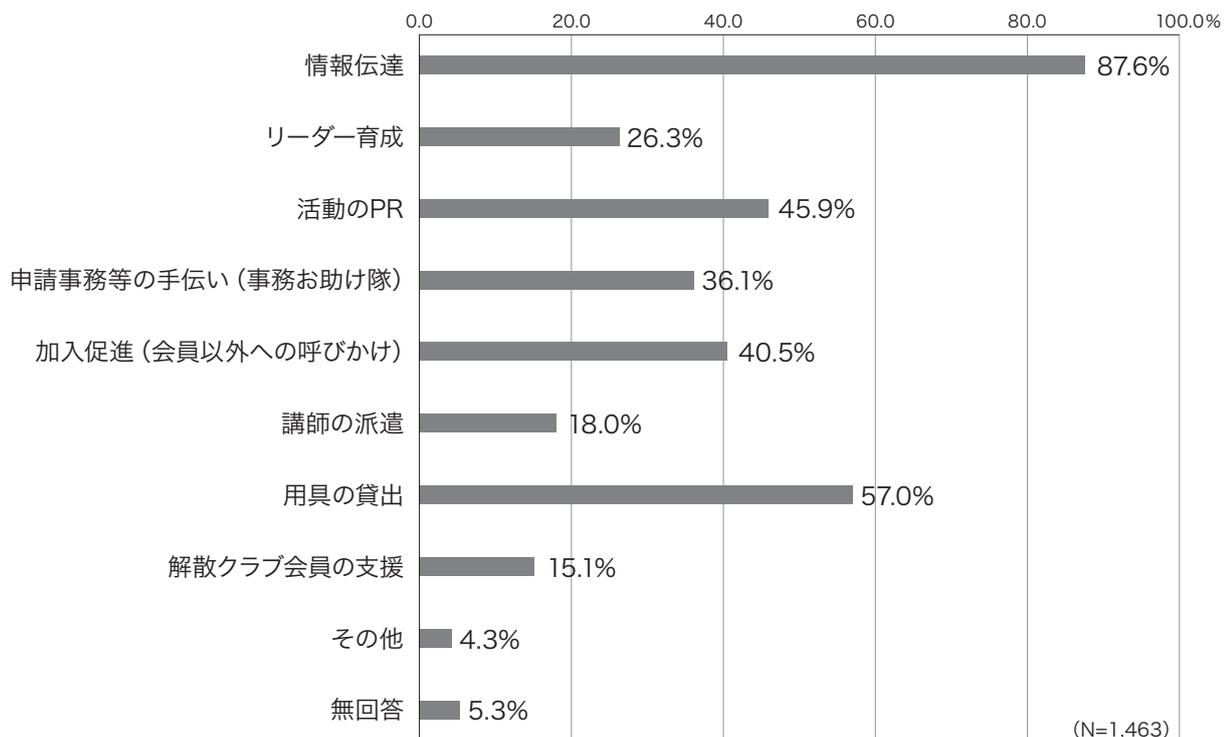
(N=576)

要望の内容	クラブ数	%
補助金／助成金	198	34.4
送迎等交通支援	69	12.0
会員減少／加入率アップ	68	11.8
活動支援／協力／会場確保の協力	51	8.9
申請資料の簡素化	45	7.8
PR／周知／活動内容の例	41	7.1
事務担当雇用／人件費補助	39	6.8
補助金対象経費の拡大／使用目的緩和	37	6.4
クラブ数減少／30人枠	36	6.3
自治体やクラブとの交流	34	5.9
運営指導／職員／講師派遣	31	5.4
事務局受入れ	29	5.0

■老人クラブへの支援

- クラブに対する支援のトップは「情報伝達」が87.6%。

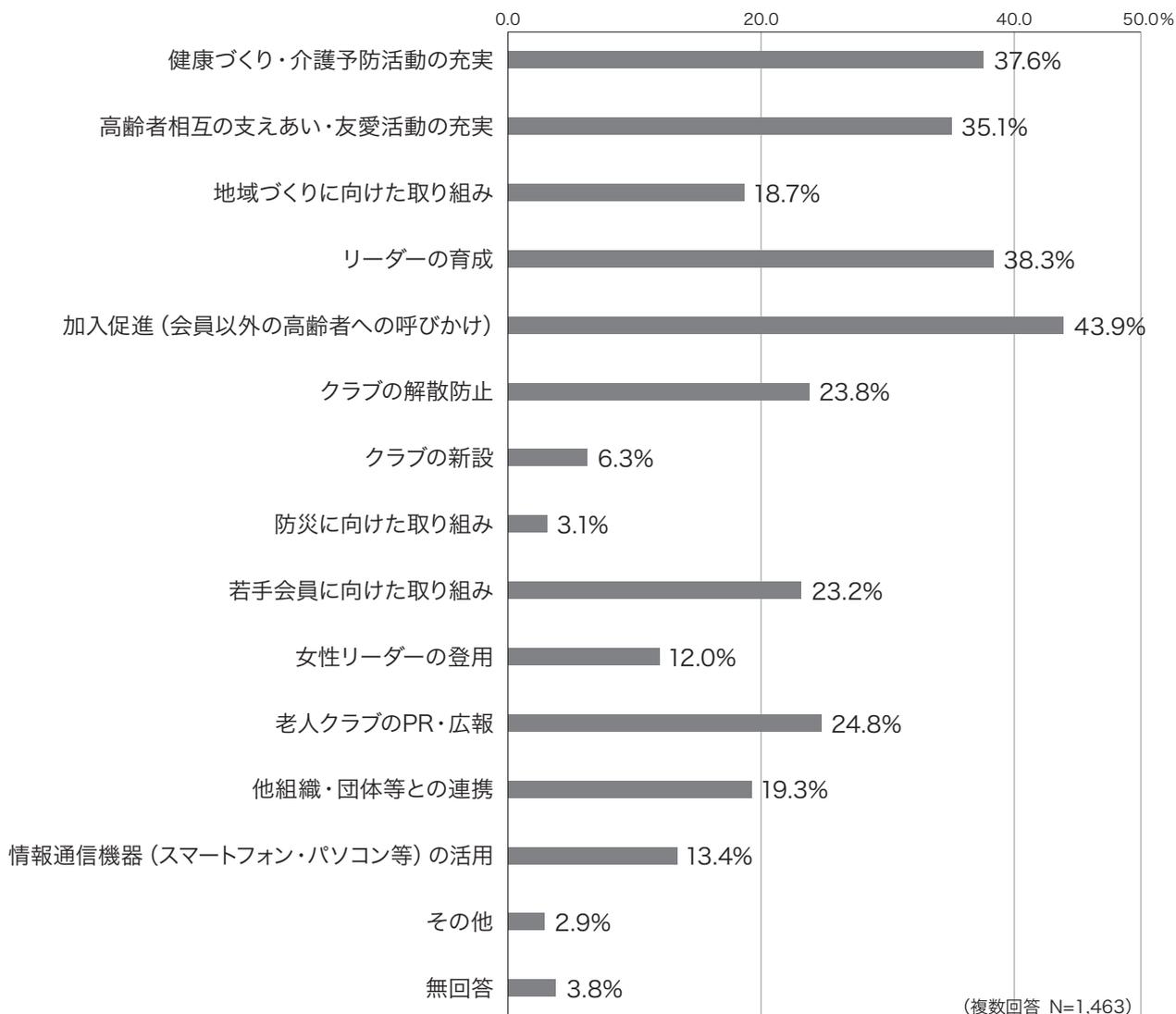
[老人クラブへの支援]



■老人クラブ活性化に重要になる取り組み

●これから重要になる取り組みは「加入促進（会員以外の高齢者への呼びかけ）」が44%と最も多い。

[老人クラブ活性化のために、これから大切になる取り組み]



2

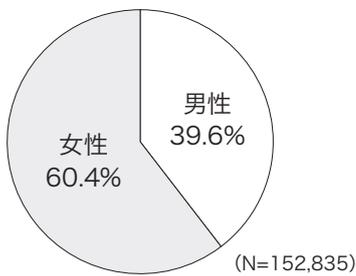
単位老人クラブ調査結果

■会員数

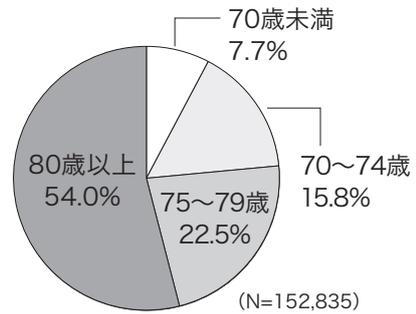
- 会員数の平均は49人。男性19人、女性が30人。

クラブ数	会員数	1クラブあたりの会員数(平均)		
		会員数	男性	女性
3,124クラブ	152,835人	49人	19人	30人

[会員・性別]



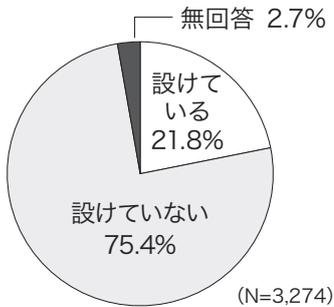
[会員・年齢別]



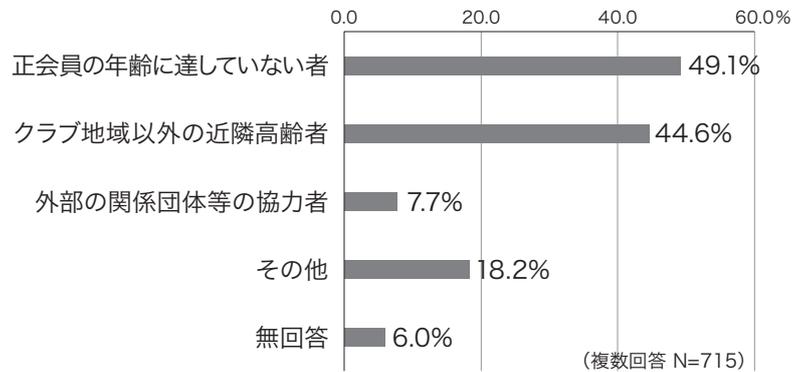
■会員に準じる制度

- 会員に準じる制度を「設けている」は2割。

[制度の有無]



[制度の内容]



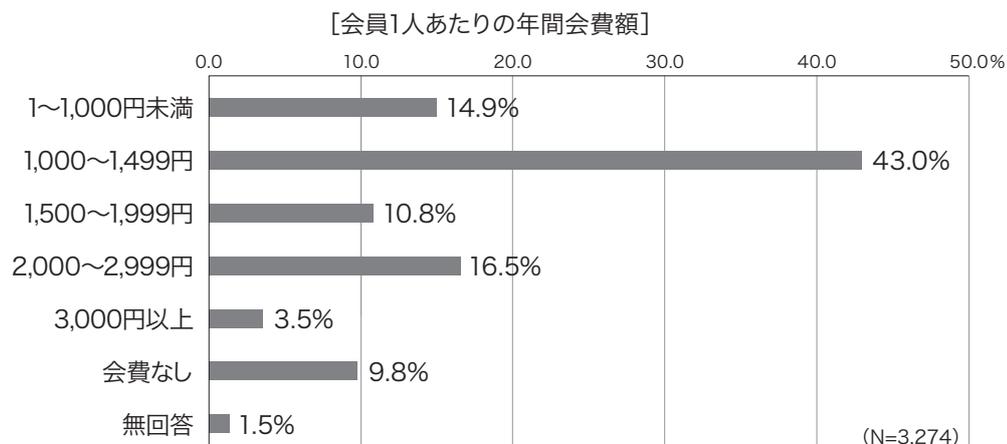
■会員の増減

- 年間入会者は2.8人、逝去者1.9人、退会者1.8人で増減は0.9人の減。

入会者	2.8人(増)
逝去者	1.9人(減)
退会者	1.8人(減)
増減	0.9人の減

■会費（※サークル会費や旅行積立等は除く）

●年間会費は「1,000円～1,499円」が43%、「1,000円未満」15%と合わせると、6割が1,500円未満。



■収支決算

収入

●1クラブあたりの年間収入（平均）は、1クラブ約43万円。

項目	金額	割合
会費	52,450円	12.3%
行政の補助金	86,738円	20.3%
社協や町内会の補助金・助成金	46,443円	10.9%
事業収入	15,237円	3.6%
寄付金	8,839円	2.1%
その他の収入	20,733円	4.9%
繰越収入	196,412円	46.0%
合計	426,851円	100%

支出

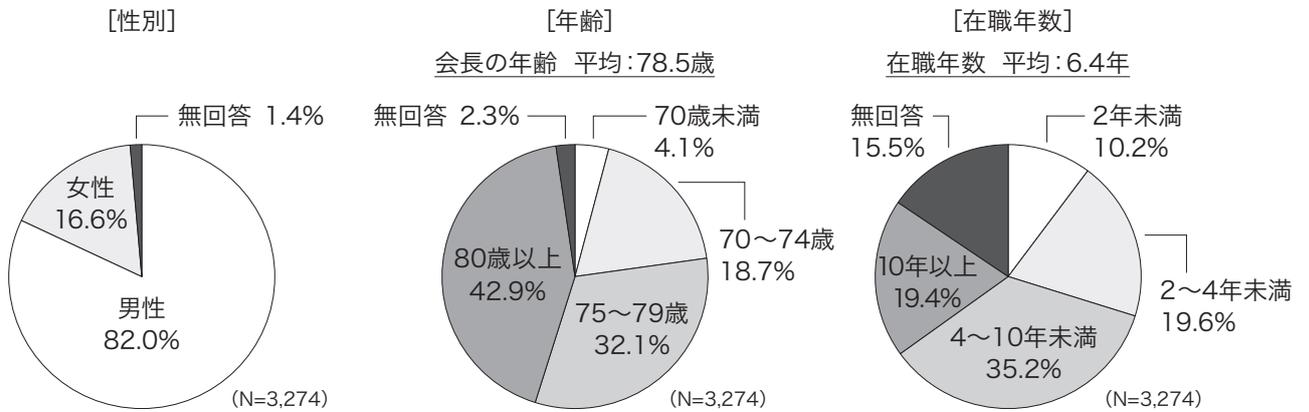
●1クラブあたりの年間支出（平均）は、1クラブ約24万円。

項目	金額	割合
運営費：会議費	27,330円	11.3%
運営費：旅費	8,032円	3.3%
運営費：事務諸費	9,653円	4.0%
運営費：役員手当	8,187円	3.4%
運営費：慶弔費	12,099円	5.0%
運営費：上部組織への会費・分担金	19,926円	8.3%
運営費：雑費	16,754円	7.0%
運営費	101,981円	42.3%
活動費：友愛活動費	17,874円	7.4%
活動費：ボランティア活動費	15,826円	6.6%
活動費：健康活動費	24,371円	10.1%
活動費：学習活動費	13,759円	5.7%
活動費：生きがいのための活動費	32,258円	13.4%
活動費：その他活動費	34,935円	14.5%
活動費	139,023円	57.7%
合計（運営費+活動費）	241,004円	100.0%

■役員等について

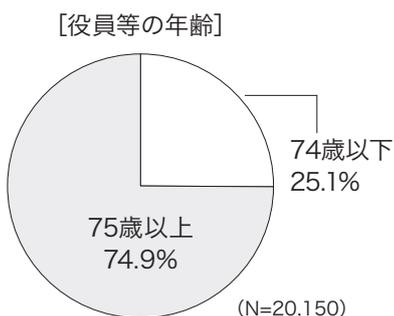
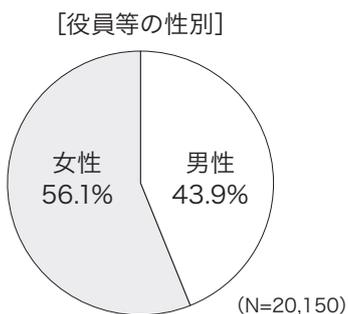
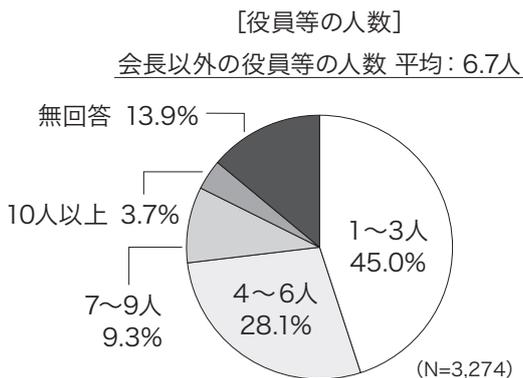
会長

●男性会長が8割、平均年齢79歳。



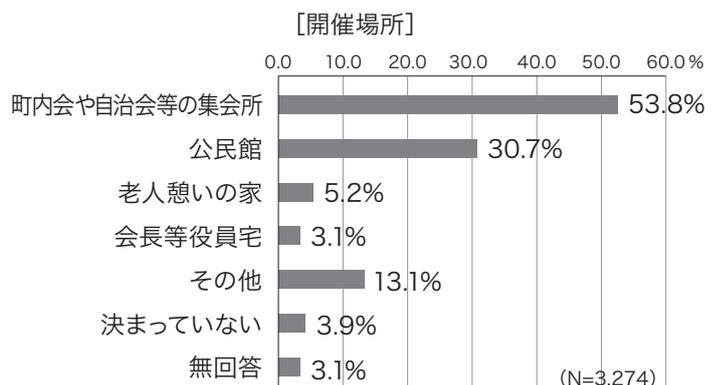
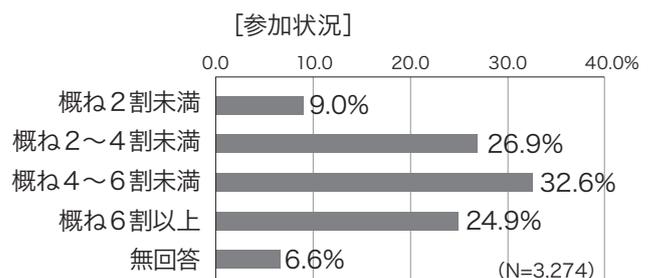
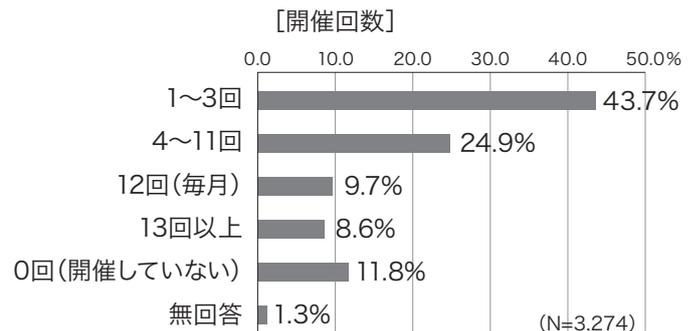
■会長以外の役員等について(副会長・部長・班長等)

●会長以外の役員等の人数は、7人、女性が56%、75歳以上が75%。



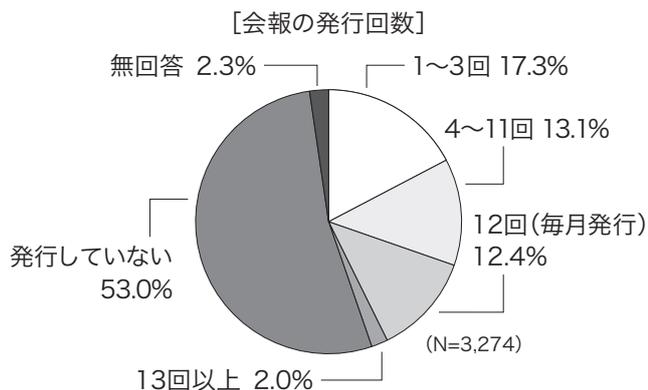
■例会・総会について

●「年1~3回」開催が44%、参加率は「概ね4~6割未満」が33%。



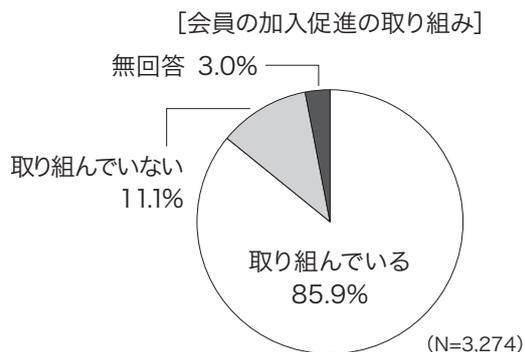
■会報について

- 会報の発行は45%、「年1~3回」が最多。

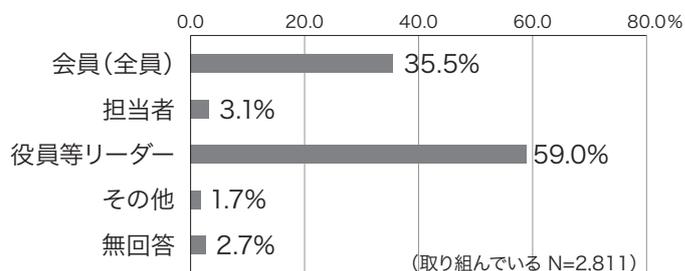


■加入促進の取り組み

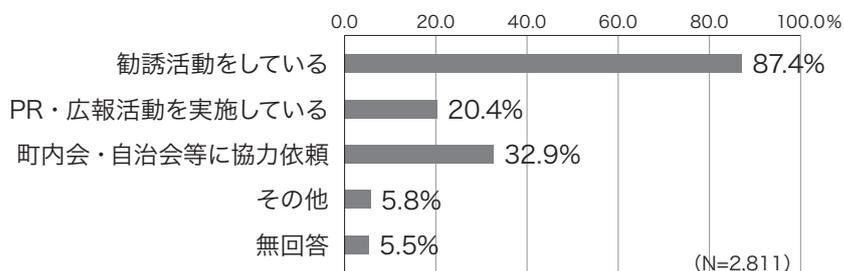
- 加入促進に取り組んでいるクラブは86%。



[加入促進に主に誰が取り組んでいるか]

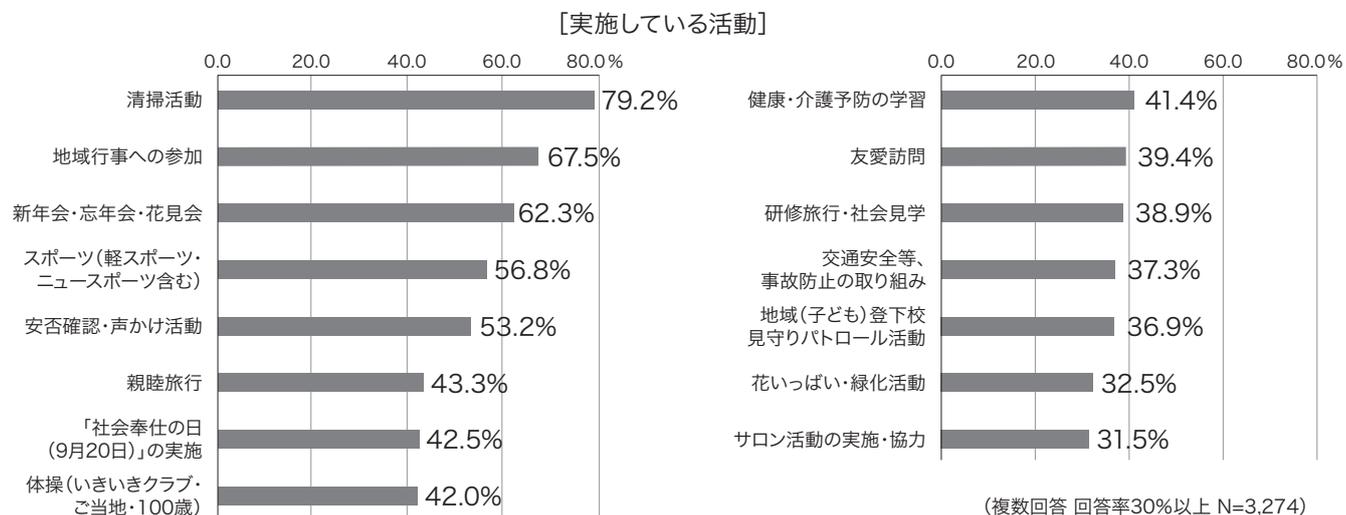


[どのように加入促進に取り組んでいるか]

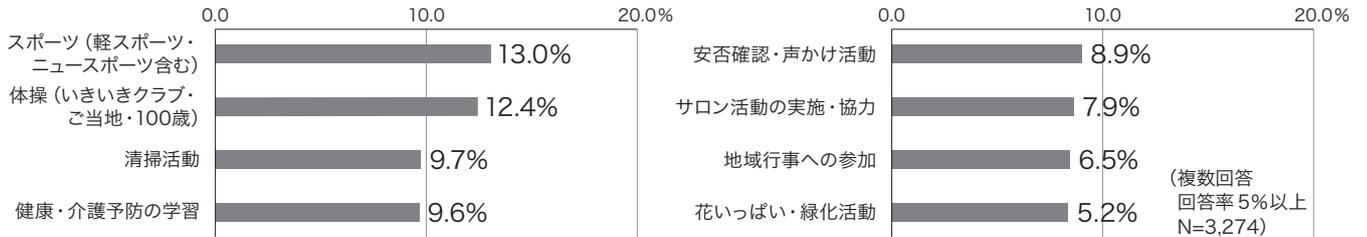


■活動の実施状況

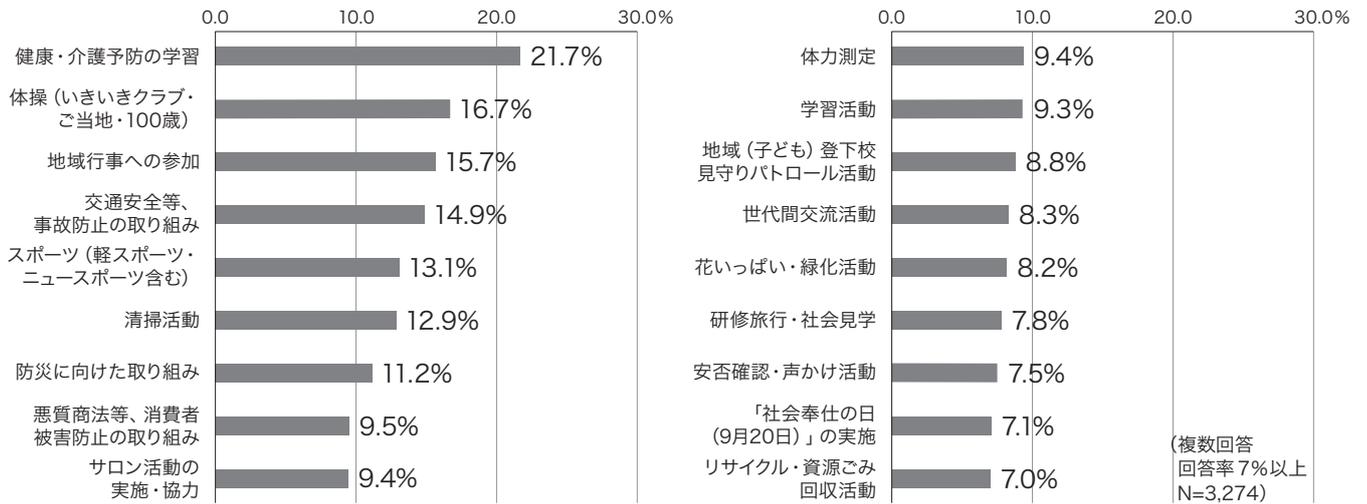
- 平均活動数は10項目。「清掃活動」が79.2%と最も高い。



[会員以外にも参加の呼びかけをしている]



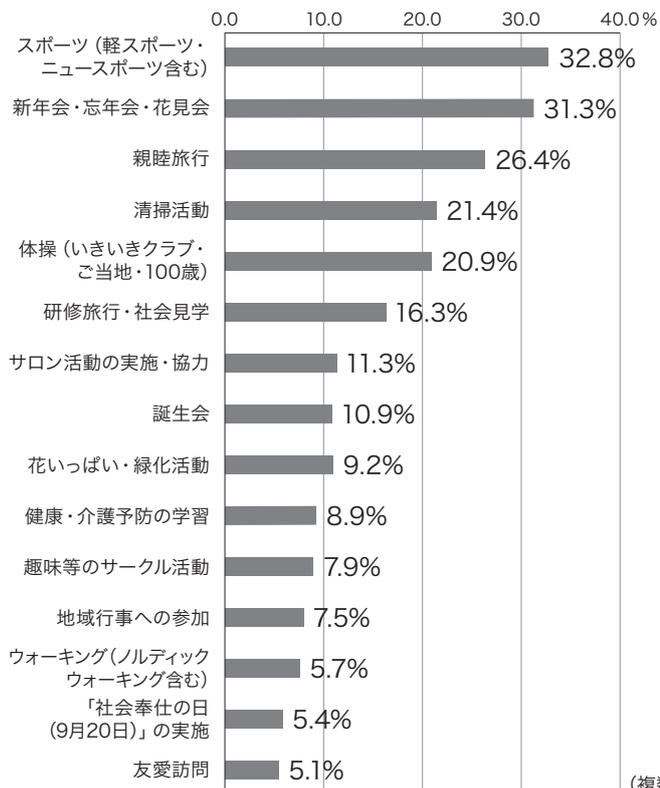
[関係機関・団体の協力を得ている活動]



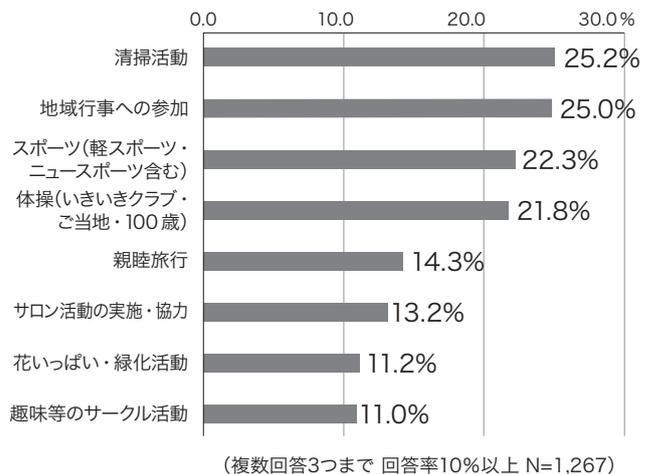
■活動の参加状況

●会員が楽しみにしている活動は「スポーツ」「新年会・忘年会・花見会」「親睦会」がトップ3。

[会員の参加が多く楽しみにしている活動]



[会員外の参加が多い活動]

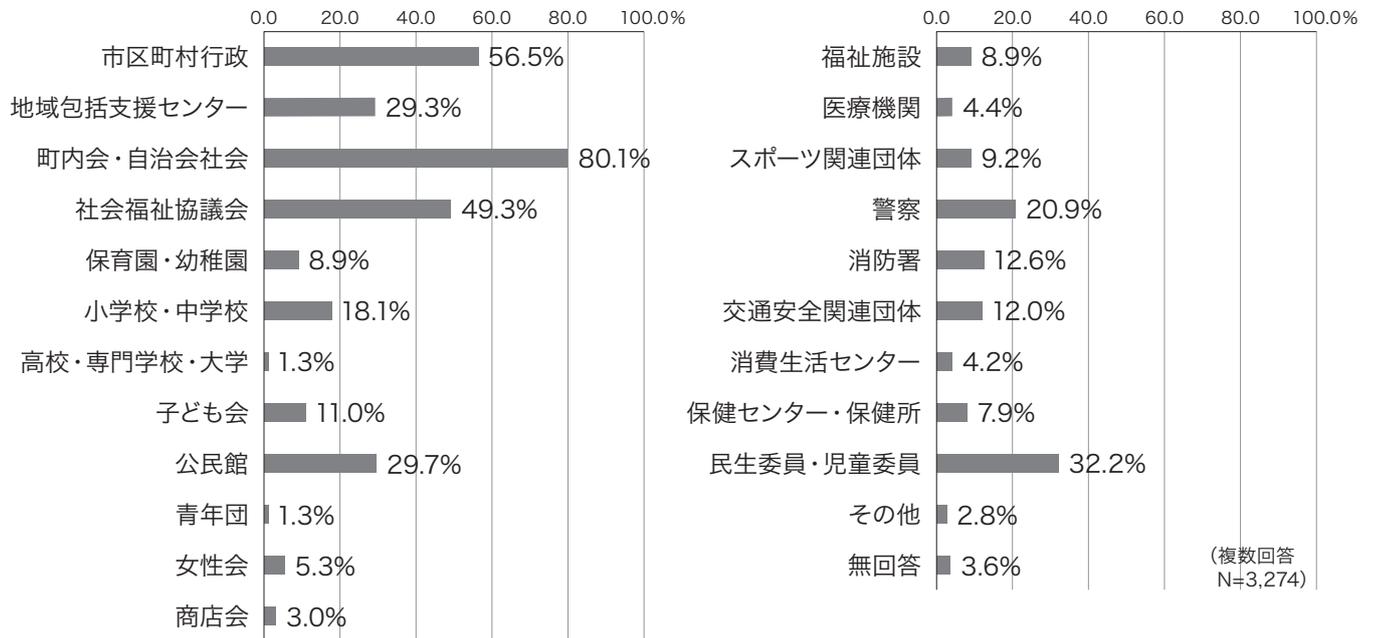


(複数回答3つまで 回答率5%以上 N=3,274)

■協力を得ている機関・団体

●「町内会・自治会」80%、「行政」57%、「社協」49%。

[老人クラブが協力を得ている関係機関・団体]

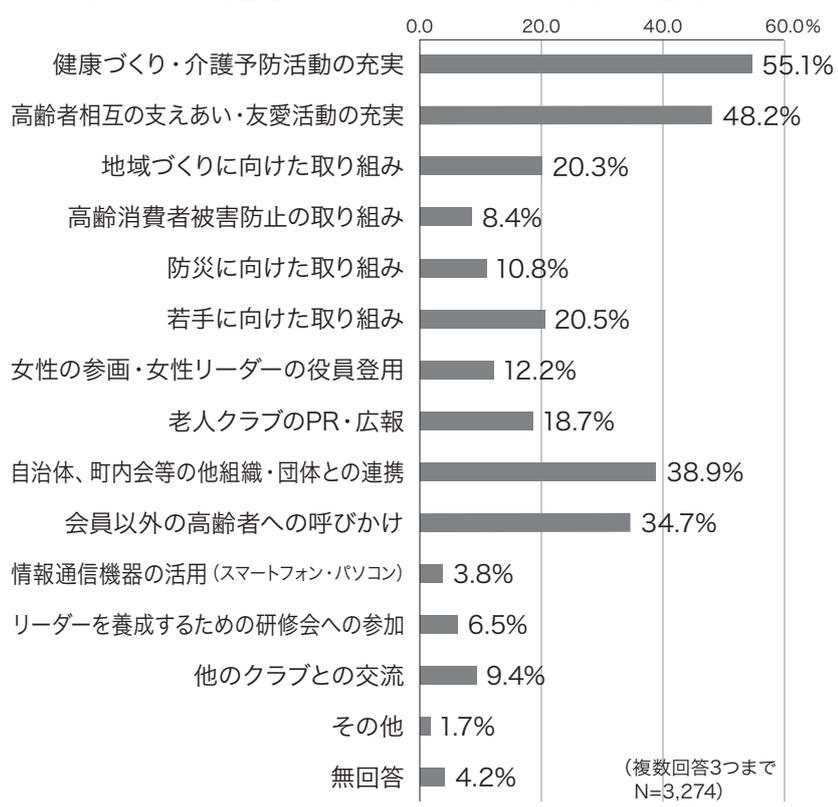


老人クラブ

■老人クラブにとって、これから大切になる取り組み

●「健康づくり・介護予防活動の充実」55%、次いで「高齢者相互の支え合い・友愛活動の充実」48.2%。

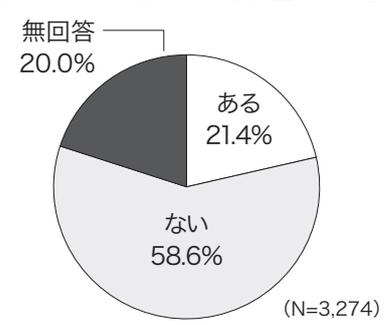
[老人クラブ活性化のために、これから大切になる取り組み]



■市区町村老連に対する要望

●何らかの要望がある21%、内容は「補助金/助成金」26%がトップ。

[市区町村老連に対する要望の有無]



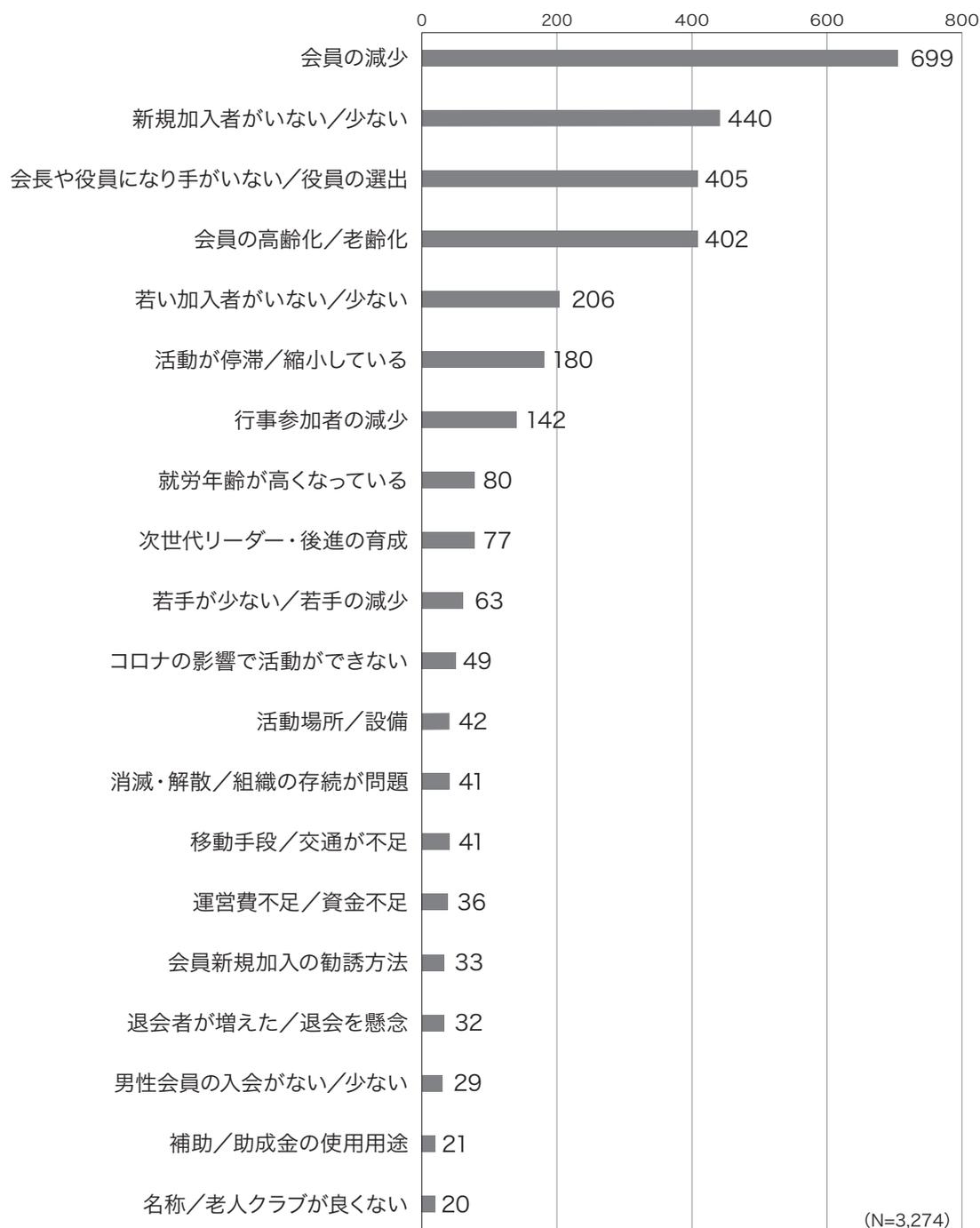
[要望内容 上位10項目(多い順)]

- 補助金/助成金
- 会員減少/加入率アップ
- 行事/事業数の見直し
- 老連活動強化
- PR/周知/活動内容の例
- 地域連携/体制強化
- 会長・役員の負担減/継続
- 資料作成/配布負担
- 国県市の援助要請
- 若手会員/高齢化対策

■老人クラブで困っている事

- 最大の困りごとは「会員の減少」と要因の一つ「新規加入者がいないこと/少ない」こと。

[一番困っている事 上位20項目]



調査からみる「老人クラブの平均的な姿」

会員

会員数 49人 (性別:男性19人 女性30人)



70歳未満……………4人
70歳代……………19人
80歳以上……………26人

会長

性別 男性83% 女性17%
平均年齢78.5歳 会長歴6.4年

会長以外の役員等

平均 7人 (男性3人・女性4人)

例会や総会の開催と開催場所

1年に1回～3回開催
開催場所は町内会や自治会館等の集会所

年会費

6割弱のクラブが1,500円未満
(1,000円～1,500円未満43%)

単位クラブの年間収入支出決算

収入(平均) 43万円
(主な収入 行政補助金、会費 等)
支出(平均) 24万円(繰越金を除く)
(主な支出 運営費・活動費)

活動

●平均10項目の活動を実施(活動分野別)

○数字は実施率の高い順

健康づくり ④スポーツ ⑧体操(いきいき体操・ご当地体操・100歳体操)
⑨健康・介護予防の学習
友愛 ⑤安否確認・声かけ活動 ⑩友愛訪問
奉仕・ボランティア ①清掃活動 ⑦「社会奉仕の日」の実施
学習・趣味・親睦 ③新年会・忘年会 ⑥親睦旅行
地域 ②地域行事への参加



クラブの
自慢の活動

トップ ③

- ①清掃活動
- ②グラウンド・ゴルフ
- ③カラオケ・歌



会員が楽しみに
している活動

トップ ③

- ①スポーツ
(軽・ニュースポーツ)
- ②新年会・忘年会・花見会
- ③親睦旅行



活動に会員以外
の高齢者が参加して
いるクラブの割合

51%

無回答を除く

- 会員以外への参加が多い活動は
- ①清掃活動
 - ②地域行事への参加
 - ③スポーツ(軽・ニュースポーツ)
 - ④体操



他の組織との協力関係

①町内会・自治会80% ②市区町村行政57% ③社会福祉協議会49%

3 まとめと今後の取り組み課題

(1) まとめにかえて

○ 人生100年時代、長寿の国

人生100年時代といわれ、長寿を祝える国となったことは誠に喜ばしいことであります。

天皇皇后両陛下のご臨席を仰いだ全国老人クラブ連合会創立60周年記念大会（令和4年11月）にて、天皇陛下からおことばを賜りました。

「天皇陛下おことば」から
「老人クラブが、我が国における高齢者の社会参加や明るい地域づくりのために、重要な役割を果たしていくことを期待しております。」

○ 60周年記念大会宣言の取り組みへ

記念大会では、2040年に向けて少子高齢化と人口減少が進行していくなかで、わが国の活力を維持し、すべての世代が輝ける地域共生社会を築きあげていくためには、高齢者がその一翼を担っていかねばならないとし、記念大会参加者一堂の賛同を得て、記念大会宣言にある次の5事項の具現化に取り組んでいくことを採択しました。

【60周年記念大会 宣言】

- 一、健康長寿をめざす「健康活動」の推進
- 一、暮らしを見守る「支え合い活動」の展開
- 一、高齢期を豊かにする「生きがい活動」の充実
- 一、あらゆる世代と連携した「地域貢献活動」の推進
- 一、高齢者の尊厳が守られる「社会保障制度」の確立

（令和4年11月8日）

○ 高齢化の進行による課題

2025年を前にして、高齢者人口が全人口の3割に達しようとなり、3,600万人超となり、超高齢社会を迎えていくこととなります。そうした中で、地域社会もさらに変化し、とりわけ高齢者をめぐるニーズ、課題も多様化、深化してまいります。大都市、地方都市、地方の地域環境、特性に応じた老人福祉の増進、生きがいをもって、高齢者が活躍する社会づくり、コミュニティにおけるつながり・支え合い、あらゆる世代との交流、連携をはかっていくことが必要です。

○ 老人クラブ実態調査のねらい

令和5年度の「老人クラブ実態調査（以下「老人クラブ調査」）」は、これからの老人クラブの方向性を考察するために資する目的で、コロナ禍の3年を経ての老人クラブの組織、役員、財政、活動・事業等の現状と課題等を把握することとし、全国の市区町村老人クラブ連合会、13都府県2市

で抽出した単位老人クラブを対象に実施しました。

○老人クラブ活動を地域福祉のなかで活性化させる

これからの超高齢社会において全国の老人クラブを地域のために貢献できる基盤として、地域とともに暮らす高齢者とともに、

「健康づくり ～ 仲間と一緒にだから続けられる」

「支え合いづくり ～ 助け合える仲間がいるって心強い」

「生きがいづくり ～ 楽しむうちに意欲がわいてくる」

「地域づくり ～ 自分が役に立っていると実感できる」

をはかっていくことが期待されます。

そのためには、地域の高齢者の自立支援と生活安定、社会参加、そして高齢者福祉の増進を資する老人クラブ活動を「地域福祉」の推進に繋げていくことが必要であり、そうした方向性を全国の老人クラブ関係者が共有し、各老人クラブ組織と会員一人ひとりが主体的、積極的に地域に貢献する活動に取り組んでいくことが必要です。

(参考) 社会福祉法

地域福祉の推進

第四条の2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○コロナ禍の社会や高齢者への影響

3年におよんだ新型コロナ感染のパンデミックにより社会経済活動が制約を受け、非正規雇用や自営業での失業や減収が引き起り、また人びとがこれまでとは違った生活を営まざるを得なかったり、さらに日常の活動、外出すら自粛を強いられたりと、厳しい影響がもたらされました。

とくに、高齢者にとっては、感染や重症化への不安、健康上へ影響、人に会わなくなったり、外出を控えたりと孤独・孤立感や気持ちの落ち込み、ストレスが募るなどマイナスの影響がもたらされました。一方で、コロナ禍ゆえに「健康」「生活」「家族」「人とのつながり」「支え合い」などをより大切にしたい、大事にしたいと思うようになったというような各種アンケートもありました。

○コロナ禍の老人クラブ活動への影響

ここ10年、全国的に老人クラブの組織、会員数は減少傾向にありました。そこにコロナ禍の影

響が及ぼされ、これまでの老人クラブの日常的な会員の集まりや活動を感染予防として密閉、密集、密接を回避するとの制約で中止せざるをえなかったり、参加を控えたりとさまざまに影響を及ぼしたことは現実でありました。

今回の老人クラブ調査は、令和5年4月以前の状況によるものでありますから調査結果には、コロナ禍の影響が組織的にも、活動的にも大きく反映されていると伺えるところです。

○ コロナ禍でも活動を継続、再開した老人クラブ

そうしたコロナ禍でありながらも、全国の老人クラブでは、感染予防にきめ細やかに配慮しながら多様な実践活動を継続し、再開しているという活動報告が全国から寄せられまして、月刊「全老連」で掲載をしつつ、活動資料「みんなで元気!! ～コロナ禍の老人クラブ活動～」として情報を提供しました。

さらにスマートフォン、インターネット、ケーブルテレビなどを活用してコミュニケーションや、電話で会員どうしが連絡を取り合ったり、会話したりと、これまでの活動の枠組みを超えて、創意工夫をもってクラブ活動もひろがったとの報告も大変多く寄せられました。

○ 地域に開かれ、地域に貢献する老人クラブの展開

こうした情勢や社会的な変化を踏まえますと、これまでの老人クラブの運営、取り組みをさらなる超高齢社会に向けて、地域の環境変化、多様化、複雑化する高齢者のニーズや生活課題に向かいあって各老人クラブが主体的に、積極的に活動の展開を地域社会、地域とともに住む高齢者に向かい合い、支え合いの輪を広げていくことへの意識改革をもって、大きく切り替える、さらに展開する時期にあることは現実です。

○ 地域共生社会に資する老人クラブ活動へ

今日、わが国において「地域共生社会の実現」が大命題とされるなかで、地方自治体、社会福祉協議会、民生委員、社会福祉法人・福祉施設、自治会、学校、病院、警察、消防など地域のさまざまな関係機関・団体と、横軸でのつながり、重層的に連携・協働、ネットワークづくりをはかっていくことが重要です。

そうした社会全体として取り組んでいくべき国の方向性を、今回の老人クラブ調査結果から浮かびあがる老人クラブの現状と課題に照らし、各老人クラブが、地域環境や地域の特性に応じて、地域のために活動できる老人クラブを基盤として、優先的に取り組むべき課題を整理していくことが重要です。

○ 「ともに生きる豊かな地域社会」の実現

全老連も一構成組織になっている全国社会福祉協議会政策委員会では、「全社協福祉ビジョン2020」のもとに実現をめざす目標を、21世紀の「ともに生きる豊かな地域社会」とし、「住民一人ひとりが生活における楽しみや生きがいを見出し、さまざまな生活上の課題や困難のある状況でも、孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会」の実現のために、地域のさまざまな関係機関・団体との連携・協働をはかることを提唱しております。そのためには、地域の関係機関・団体がとともに、近未来に向かって老人クラブ活動をさらに活性化、展開していくことが期待されてまいります。

【地域共生社会の実現】

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

「ニッポン一億総活躍プラン」 2016.6.2

○ 老人福祉法の理念のもとに地域連携・協働をはかる

地域で支援を必要とする高齢者や住民を支えるためには、地域の福祉組織・関係者が地域共生社会の実現に向けて担う役割について地方自治体（行政）の理解・協力を得ていくことが必要です。

老人福祉法には、地方自治体が、老人の福祉を増進するために老人クラブ等に適当な援助をはかることに努めなければならないと明記されています。社会環境の変化がすすむなかで、さらに行政とのパートナーシップをもって連携・協働をはかり、高齢者の福祉を高めていくことが必要です。また、市区町村老人クラブ連合会の事務局の機能・体制強化や老人クラブ等活動推進員の増員が必要であります。

老人福祉法（老人福祉の増進のための事業）

第10条の3 市町村は、六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、（中略）並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び民生委員の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

(2) 高齢者の現状と今後の取り組み課題

① 高齢者をめぐる現状と課題

【少子高齢化、人口減少】

- 総人口、年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口が増えていきます
- 2025年には「団塊世代」が75歳以上となり、高齢化率が30%を超えます
- 2040年には「団塊ジュニア世代」が高齢者となり、高齢人口がピークとなります

	2021年	2025年	2040年
総人口	1億2,550万人(100%)	1億2,254万人(100%)	1億1,092万人(100%)
年少人口(15歳未満)	1,478万人(11.8%)	1,407万人(11.5%)	1,194万人(10.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	7,450万人(59.4%)	7,170万人(58.5%)	5,978万人(53.9%)
老年人口(65歳以上)	3,621万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,921万人(35.3%)

資料：総務省「人口推計」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位）

【就業する高齢者の増加】

- 65～69歳で5割、70～74歳で3割の高齢者が就業しています
- 10年前と比べ、就業率が65～69歳で14ポイント、70～74歳で10ポイント伸びています

	2011年	2021年
65～69歳	36.2%	50.3%
70～74歳	22.8%	32.6%
75歳以上	8.4%	10.5%

資料：総務省「労働力調査」

【高齢者の1人暮らし、夫婦2人暮らし世帯の増加】

- 高齢者の単独世帯と夫婦世帯を合わせると全世帯の約25%を占めています
- 今後、高齢者の単独世帯、夫婦世帯のいずれも増加していきます

	2021年	2025年	2040年
世帯総数	5,413万世帯(100%)	5,412万世帯(100%)	5,076万世帯(100%)
世帯主が65歳以上の 単独世帯	713万世帯(13.2%)	751万世帯(13.9%)	896万世帯(17.7%)
世帯主が65歳以上の 夫婦のみ世帯	676万世帯(12.5%)	676万世帯(12.5%)	687万世帯(13.5%)

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

【要介護・要支援高齢者、認知症高齢者の増加】

- 2021年度末の要介護、要支援の認定者数は682万人に増えています
- 10年前と比べ、認定者は約1.3倍に伸びています

	2011年度末	2021年度末
要介護・要支援 認定者数	531万人	682万人

資料：厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会資料」

- 認知症高齢者が10年前と比べ、約1.5倍に伸びています

	2012年	2025年
認知症高齢者数	462万人	約700万人

資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）による速報値

② 当面の制度政策の動き

● 認知症基本法の施行 施行令和6年1月1日（令和5年6月14日成立）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

● 孤独・孤立対策推進法 施行令和6年4月1日（令和5年5月31日成立）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

(3) 今後の取り組むべき課題（全老連創立60周年大会宣言を踏まえて）

一、健康長寿をめざす「健康活動」の推進

- ➡ 将来にわたり、社会の活力を維持していくためには、健康寿命を伸ばし、高齢者がいきいきと自立し、社会に参加していくことが大切です

一、暮らしを見守る「支え合い活動」の展開

- ➡ 核家族化が進むなか、地域で高齢者やその家族を見守り、支え合う取り組みがますます大切になります

一、高齢期を豊かにする「生きがい活動」の充実

- ➡ 人生100年時代に向け、高齢者の知識、経験、能力をいかして働くこと、同時に社会貢献活動を担うという一人複役を果たすことが大切です

一、あらゆる世代と連携した「地域貢献活動」の推進

- ➡ すべての人々が安全で安心して暮らせる地域社会を築くために、多世代との交流、連携しながら、多彩な取り組みを行っていくことが必要です

一、高齢者の尊厳が守られる「社会保障制度」の確立

- ➡ 高齢者の自立支援と利用者本位（尊厳）を理念とした医療、福祉・介護、年金などの持続を実現するとともに、サービスなどの利用支援、情報提供が必要です

○大規模災害に備えて

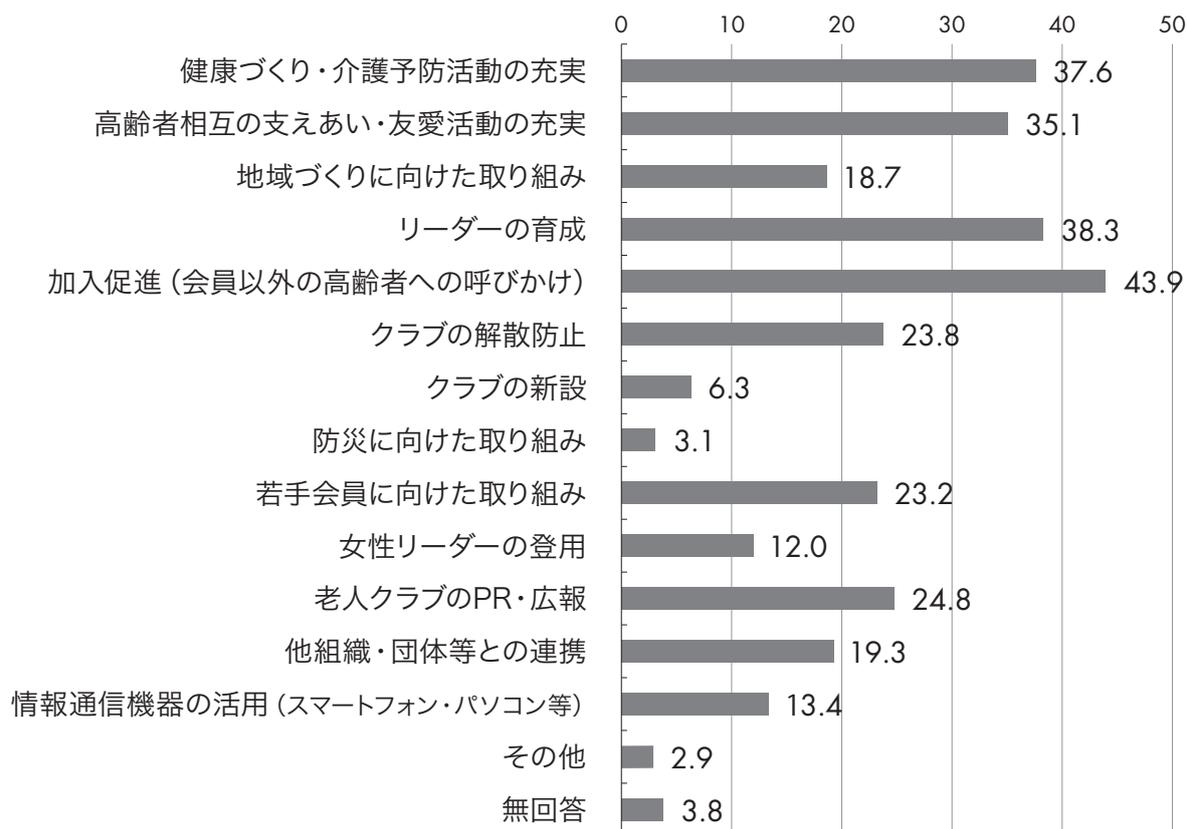
以上に加えて、近年、大規模な自然災害が多発しており、災害が発生した場合、災害弱者になりやすい高齢者の方々にとって、日頃から災害へ備えておくことは重要な課題です。また、災害発生時に備えて、まず自らの命を守ること、そのために避難先や緊急時の連絡先の確認、避難訓練などと、近所の方々と助けあいながら平時の備えを行っておくことも必要です。

(4) 活性化のために重要となる取り組み（調査結果）

市区町村老人クラブ連合会、単位老人クラブの実態調査には、今後老人クラブ活動を活性化させていくために重要な取り組み事項についてアンケートをとっています。これらを参考にして、各老人クラブにおかれては、自クラブの課題や地域の高齢者の生活課題、ニーズを整理し、優先順位をつけて計画的に取り組んでいくことが必要です。

老人クラブ活性化のために大切となる取り組み (連合会)

(単位: %)



活性化のために大切な取り組み (老人クラブ)

(単位: %)

